

## 琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定(案)に対する 意見・情報の募集について

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例(以下「条例」という。)は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図り、琵琶湖の環境をできる限り健やかなまま次代に引き継ぐことを目的として、平成14年10月に公布し、15年4月から施行しています。

標記基本計画は、条例第6条に基づき策定しているもので、現計画の計画期間は令和2年度までとなっています。

現計画の計画期間の満了に伴い、今般、近年の状況変化等も踏まえて「琵琶湖レジャー利用適正化基本計画」改定版(原案)を作成しましたので、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、下記によりご意見や情報を募集することとします。

なお、お寄せいただいたご意見や情報は、これに対する滋賀県の考え方を整理した上で公表させていただきます。個別のご意見や情報には直接回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

### 1 公表する資料

- (1) 琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(改定版)(原案)の概要
- (2) 琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(改定版)(原案)

### 2 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載するほか、滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課、総合企画部県民活動生活課県民情報室、各合同庁舎の行政情報コーナーに資料を備え付けます。

### 3 募集期間

令和2年12月21日(月)～令和3年1月20日(水)まで(必着)

### 4 ご意見・情報の提出方法および提出先

- (1) 郵送 〒520-8577(住所は省略できます)  
滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課琵琶湖レジャー対策係
- (2) ファックス 077-528-4847
- (3) 電子メール dk000030@pref.shiga.lg.jp
- (4) 滋賀県ホームページ内、「しがネット受付サービス」からの応募

### 5 その他

- (1) ご意見・情報を提出いただく様式は、特に定めていませんが、基本計画(原案)に対するご意見・情報であることを明記いただくほか、必ず住所、氏名(法人にあつては名称および代表者の氏名)、電話番号を明記してください。  
なお、個人情報については、本計画策定のために使用することとし、公表することはありません。
- (2) ご意見・情報は、日本語で提出してください。
- (3) 電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご承知ください。

### 6 問い合わせ先

滋賀県琵琶湖環境部 琵琶湖保全再生課 琵琶湖レジャー対策係  
電話 077-528-3485 ※ご意見・情報以外のお問い合わせに限りです。